ノロウイルスが主な原因とみられる感染性胃腸炎が今年も流行の兆しを見せています。今年は例年以上の流行となる可能性が懸念されています。

ノロウイルスは手指や食品などを介して人に感染し、嘔吐（おうと）、下痢（げり）、腹痛、発熱などの症状を引き起こします。かつてはおなかの風邪、今は嘔吐下痢症などと呼ばれている症状です。ほとんどの方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどは、重症化する場合もあります。

【問い合わせ先】
健康づくり推進課☎59−3151

【予防対策と注意事項】

（1）食事の前やトイレの後には、必ず石鹸でよく手を洗いましょう。
（2）生の肉や魚介類を調理した調理器具はしっかりと洗い、熱湯などで消毒をしましょう。
（3）下痢や嘔吐などの症状がある場合は、食品を直接取り扱うことは控えましょう。
（4）下痢や嘔吐の激しい場合は、脱水症状を起こさないように水分を補給してください。むやみに市販の下痢止めなどを使用せず、早めに医療機関を受診しましょう。
（5）加熱が必要な食品はしっかり加熱して食べましょう。カキなどの魚介類の生食は、高齢者や乳幼児の方は避けましょう。
（6）症状のある方の便や嘔吐物には、大量のウイルスが含まれていますので、直接手で触れないようにしましょう。
（7）消毒には加熱や家庭用塩素系漂白剤が有効です。便や嘔吐物の付着には約５０倍希釈、調理器具やおもちゃには約２５０倍希釈で消毒します。容器に記載の使用上の注意等をよくご覧ください。消毒用アルコールは効果がありません。

平成２３年２月１日から こうちあったかパーキング制度がスタートします！

高知県では、障害者等用駐車場の適正な利用を図るため、身体に障害のある方等で、移動に配慮が必要な方に対して、県内に共通する利用証を交付するこうちあったかパーキング制度を開始します。利用証があれば、表示（右図）のあるスペースに駐車できます。

交付対象者
①身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高齢者（要介護認定）、難病などにより移動に配慮の必要な方。
②けが、妊産婦の一時的に移動に配慮の必要な方。

受付開始日　１月４日（火）

申請方法
手帳など確認できる書類を持参し、最寄りの窓口に利用証交付申請書を提出してください。

窓口について

県障害保健福祉課（県庁１階）
県福祉保健所（安芸・中央東・中央西・須崎・幡多）
※審査が通れば１０分程度で交付できます。

市役所（福祉事務所・保険課・健康づくり推進課・各支所）
※申請の受付のみ行います。県での審査後、２週間程度で利用証が申請者のご住所に送付されます。

【問い合わせ先】県障害保健福祉課　☎088−823−9663

こうちあったかパーキング駐車場
Parking Permit
この駐車場は、こうちあったかパーキング利用証（高知県障害者等用駐車場利用証）をお持ちの方が利用できます。
高知県

▲駐車スペース案内表示
（車いす用）

固定資産税係から

償却資産の申告について

固定資産税の課税対象となる償却資産は、所有者からの申告に基づくものです。ただし、耐用年数が１年未満のものや取得価格が１０万円未満で、税務会計上、一時に損金の額に算入しているものや、２０万円未満で法人税法上、または所得税法上一括して３年間で償却を行う償却資産は課税対象となりません。

該当する償却資産のある事業所および個人の方は、平成２３年１月１日現在の償却資産について、平成２３年２月１日までに申告をしてください。

償却資産…会社や個人で工場や商店などを経営している方が事業のために用いる有形資産のことです。土地・家屋以外で、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具（自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く）等です。

取り壊し家屋の申告について

平成２３年度固定資産税の課税にあたり、平成２２年（１月〜１２月）中に取り壊した家屋についての申告の受付を、税務課固定資産税係で行っています。適正課税のため、平成２２年以前に取り壊した家屋については、平成２２年度固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、平成２２年中に新築または増築された家屋を税務課職員が調査した際に、取り壊しを聴取した分については申告の必要はありません。

土地評価の特殊なケースでは申し出を！

香美市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、次のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因すべてを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映させる申出制を採用しています。特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例（一部）
・公法上（都市計画法、建築基準法、一部条例など）の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地（一部評価額に反映されているものもあります）。
・特別に災害の危険性が高い土地など。

【問い合わせ先】税務課　☎53−3116

固定資産税を納める方

固定資産税の納税義務者とは、原則として毎年１月１日（「賦課期日」といいます）の固定資産の所有者をいいます。固定資産の所有者とは具体的に次のとおりです。

①土地の場合
土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
②家屋の場合
建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
③償却資産の場合
償却資産課税台帳に所有者として登録されている方